

『千載和歌集』の成立と伝流

渡 邊 裕美子

一、はじめに

後白河院の下命により、藤原俊成が撰じた七番目の勅撰集『千載和歌集』（以下『千載集』）については、その成立過程が、俊成の息定家の日記の抄出本である『明月記歌道事』（以下『歌道事』）や後白河院近臣の藤原親宗が記した『親宗卿記』、俊成本『春記』紙背文書の書状等によって、ある程度たどることができる。そのうち主に俊成本『春記』紙背文書を再検討することにより、以下のような点が明らかになることを別稿で論じた。^{〔1〕}

一、俊成本『春記』紙背文書の書写年代は、従来、文治四年（一一八八）と考えられてきたが、建久元年（一一九〇）である蓋然性が高い。

一、同紙背文書のうち『千載集』の成立過程に直接関係すると考えられていた書状三通の内容は、後白河院の仰せを撰者俊成に伝えるものではない。

一、前二項により、『千載集』の最終的な成立は文治四年五月二二日に確定できる。

一、書状三通の内容から、『千載集』成立後の流布において、俊成が異本が生まれないよう注意を払い、最終的な奏覧本と同じ本文内容を持つ貸し出し用の本を準備していたと推測される。

一、同じく書状の内容から、本を借りて書写する者は歌集だけでなく、「目録」も熱心に書写していたと考えられる。^{〔2〕}

一、書状三通のうち二通の差出人は、六条藤家の経家である蓋然性が高く、経家は俊成から直接『千載集』と「目録」を借りて書写し、不審な点については、会って話を伺いたいと依頼していたと考えられる。

以上のうち最後に挙げた点については、倭成本『春記』紙背文書の書状以外にも関連する史料が見出される。『千載集』奥書の中で、六条藤家の季経によって記された奥書（以下「季経奥書」と指摘されているもので、その検討が今後の課題であると別稿で述べた。本稿では、この季経奥書の検討を通して、成立後の『千載集』の伝流について考えることを主な課題とするが、『千載集』の撰集下命の経緯について、別稿では見落としていた史料にいくつか気がついたので、まずその点を補足することから始めたい。

二、『千載集』の撰集下命

後白河院による『千載集』の撰集下命は、『拾芥抄』（卷上和歌家部第二十九撰集）の「寿永二年二月藏人頭中将資盛朝臣奉書／近古以後和哥可令撰進給者、依／院宣上啓如件／月日 右中将資盛／謹上 入道三位殿³⁾」という記事を根拠として、寿永二年（一一八三）二月に平資盛を院宣の奉者としてなされたと考えられている。別稿では、問題とされる『拾芥抄』の記事が「京極中納言入道抄」からの引用であることや、飛鳥井雅縁著『諸雜記』に関連記事が見えることから、定家に由来する何かしらの資料があったのではないかと推測して、ひとまずそれに従ってよいだろうと指摘した。同様の内容を持つ史料として、九州大学図書館蔵『代々勅撰部立並巻頭巻軸作者（年記支干並撰者事）』（以下『勅撰部立』）を加えることができる。そこには、『千載集』について、以下のような記述が見える。⁴⁾

寿永二年（癸卯）二月被仰之、文治三年九月廿日 奏之、

また、この記事の直前の「千載集」という書名の右側の書込みに、「詞花後三十三年歟、五年終功」とあり、『詞花集』の初度本奏覧の仁平元年（一一五一）⁵⁾から三三年目の寿永二年に下命、五年後の文治三年（一一八七）九月二〇日に奏覧されて終功とみていることがわかる。先述したように、『千載集』の実質的な完成は文治四年五月二二日であるが、『千載集』序に「文治三の年の秋長月の中」とほかにえらびたてまつりぬるにむありける」とあることにより、公式的な奏覧日は文治三年九月二〇日とされる。『勅撰部立』の原本は『新後拾遺集』の撰進された永徳三年（一一三三）一二月二八日以降、康応元年（一一三九）書写以前の成立で、二条為重編、行間の細字書込みは康応元年にこれを書写した為重息の為右のものかと推測されている。⁶⁾ そうであるとすれば、寿永二年二月下命説は、一四世紀後半頃の二条家に伝えられていた説ということになる。

しかし、冷泉家時雨亭文庫蔵『代々勅撰次第』（以下『次第』）と『代々勅撰集事』（以下『勅撰集事』）は、これとはまったく異なる下命年を記す。『拾芥抄』『諸雜記』『勅撰部立』の成立が少なくとも一四世紀後半まで降るのに対し、『次第』と『勅撰集事』は、これらに一〇〇年程先んじて成立している。冷泉家時雨亭叢書の解題に拠れば、『次第』は建長七年（一二五五）八月七日に「観心」という人物が著したもので、「六条藤家においてなされた勅撰集についての研究成果を取り入れて、観心が簡略にまとめた書物」で、建長七年以後になされた別筆による抹消や書入れなどが数多く見られる。この『次第』の抹消や書入れなどの改変をうけて著されたのが『勅撰集事』で、さらに注目されることには、この書は俊成曾孫の為相筆と伝えられ、為相真筆と断定はできないが、鎌倉時代後期、為相の時代の書写であると言う。この『勅撰集事』は、『千載集』の撰集下命について以下のように記す。

安元二年。仰十一日（維盛卿奉給、出家已後、同年九月出家）

『次第』では「文治三年九月十日奏之（マツ）」に続けて「仰日可尋之」という本文が記されているが、抹消されて、右肩上部に「安元二年仰」という別筆の書入れがなされている。撰集下命が安元二年（一一七六）であるという説は、観心は知らなかったが、為相の時代の冷泉家に伝えられていたと考えられ、極めて注目される。最初の下命が安元二年で、同年九月の俊成出家後（傍記に拠れば一月か）程なくしてあったとすると、従来考えられていた寿永二年より七年遡り、治承四年（一一八〇）に内乱期に入る以前のこととなる。下命のタイミングとしては、こちらのほうが自然であろう。この年は、三月に後白河院五十賀が盛大に行われるが、七月には院の寵愛する建春門院滋子が薨じており、後白河院にとって大きな節目となった年である。『千載集』は、仁安年間（一一六六―一一六八）から撰集作業が開始されていた俊成の私撰集『三五代集』を母胎として成立したことが知られているが、従来考えられていたよりもかなり早い時期に私撰集から勅撰集へと移行していたことになる。ただし、五年後の『明月記』治承五年一月一日に、俊成が初めて院参し、「龍顔咫尺数刻」に及び、常に参るよう仰せ事を賜ったという記事があり、この点、不審が残るかもしれない。

また、院宣の奉者は、『拾芥抄』では資盛とあるが、『勅撰集事』に拠れば資盛兄の維盛ということになる。この院宣奉者についての記述は『次第』には見えないので、やはり冷泉家だけに伝えられた説ということになる。安元二年一月の時点で、維盛は一八歳、従四位下右近権少将兼中宮権亮で、まだ公卿に至っていない。従三位に叙されるのは治承五年（一一八一）のことで、『維盛卿』とあるのは極位で記したものであろう。維盛の妻は、建春門院に仕えて「新大納言殿」と呼ばれた上臈女房であり、藤原成親を父、俊成女の後白河院京極を母とすることが、同じく俊成女である健御前（建春門院中納言）の著した『たまきはる』によって知られる。

維盛は撰者俊成にとつて近縁に当たる。

『千載集』は撰集下命以後、元暦二年(一一八五)三月の平家の滅亡を経て、文治三年(一一八七)九月二〇日に形式的奏覧となるが、『勅撰集事』には、先の記事に続けてさらに重要な記事が見える。

文治二年四月重仰(定長奉書)、

翌年四月十三日持参之、

同九月十日奏之、

これまで撰集下命は寿永二年の一度のみと考えられてきたが、源平の争乱・鎌倉幕府の成立という大きな社会変動の後に、それ以前になされていた撰集下命がそのまま生きているのかどうか確認が行われなままであるのは、やや不審に思われた。しかし、この記事に拠れば、平家滅亡の約一年後の文治二年(一一八六)四月に、改めて後白河院近臣の藤原定長を院宣の奉者として俊成に撰集下命がなされたことになる。『千載集』は、『明月記』『親宗卿記』などにより、文治四年四月二二日に俊成自筆本による実質的奏覧が行われていることが知られるが、定長はその二日後の二四日に俊成歌増補の院宣の奉者となっており、ここに再下命の院宣の奉者として「定長」の名が記されることに違和感はない。ちなみに、定長は俊成妻の藤原為忠女の姉妹を母とし、俊成にとつてはやはり近縁に当たる。『次第』では行間に「文治二年四月重仰」と書き入れられており、この記事も観心の記した本文には無かったものである。さらに、翌三年四月一三日に「持参之」という記事も、従来、まったく知られていなかった事情を伝えている。この記事からすると、文治三年九月二〇日の形式的奏覧以前に、ある程度、整えられた歌集が後白河院に提出されたものであるか。形式的奏覧の際に、後に嘉納される正式な歌集の形代のようなものが必要だったはずで、この記事が事実とすれば、そのようなものではないかと推測される。

次の「同九月十日奏之」という記事については、序文に記される日付が九月二〇日であるので、不審が残る。『次第』を見ると、本文に「文治三年九月十日奏之」とあり、「序載之」と別筆で傍記されている。『次第』に既に記されていた本文に拠ったために錯誤をおかしたものであろうか。また、『勅撰集事』は文治三年九月の奏覧について記した後、「自詞花三十七年歟、十二年終篇」として、文治四年に俊成自筆本によって行われた実質的奏覧などについて何も記していない。ただし、これについては、他の勅撰集を見ると、やはり形式的奏覧日をもって「終篇」として、それ以降については問題としていないので、そうした方針であったと考えられる。

以上、従来知られていた寿永二年二月に平資盛の奉書により後白河院の撰集下命が俊成の許にもたらされたとする説が一四世紀後半の二条家に伝えられた説であったのに対して、為相の時代の冷泉家には、安元二年の俊成出家後（十一月か）に平維盛が奉者となって撰集下命の院宣が下されるが、平家滅亡後の文治二年に藤原定長が奉者となり再下命があり、序文に記される奏覧日である文治三年九月二〇日以前の四月一三日に仮奏覧のようなことがあったと伝えられていたことが、『勅撰集事』と『次第』の比較からわかるのである。これらは為相が関わるだけに信頼に足る重要な情報と見てよいだろう。

三、季経による『千載集』証本作成と相伝

前節で記したように、『千載集』は文治四年四月二二日に俊成自筆本による奏覧が行われ、その二日後の二四日に後白河院から俊成歌増補の院宣が下り、同年五月二二日に俊成歌二五首の増補された歌集が返納されて最終的な成立をみた。ここからはその後の伝流について考えたい。『千載集』現存伝本は百数十本を越すと指摘されているが、「はじめに」で触れた季経奥書を持つ伝本は、現在のところ、次の五本しか確認されていない。

- 1 東洋文庫蔵本（伝宋訊・宋柳の寄合書二冊、室町写、一C五九）
 - 2 天理図書館蔵本（伝豊原統秋筆二冊、室町写、九一一・三三・イ二九）
 - 3 静嘉堂文庫蔵本（伝甘露寺経元筆二冊、室町写、三〇三・一）
 - 4 飯田市立図書館蔵堀家旧蔵八代集本（二冊、江戸写、天地一〇―五三）
 - 5 東京都立中央図書館蔵本（都立日々谷図書館旧蔵、二冊、江戸後期写、特別買上文庫 反町茂雄旧蔵資料 特一八〇四）
- 所載伝本数が少ないとは言え、季経奥書の内容は『千載集』成立直後の伝本流布や六条藤家の動向を考える上で非常に重要であると思われる。次に2天理図書館蔵本によって、季経奥書を含む奥書すべてを挙げてみよう。

申出春宮御本書写^早

A 此集奏覧之本卷物甘卷也、^料新紙色紙（白）、表紙（青羅）、軸（紫檀、摺貝鶴丸）、撰者自筆、外題金泥（中務権少輔伊経書之）、

納蒔絵手箱、蒔葦手、件葦手撰者自筆云々、和哥二首函之、其哥曰、

和哥の浦に千々の玉藻はかきつめつ万代までに君か見むため（蓋に蒔也）

後の世もなをたのむかな君か代にあへるは法のうき木とおもへは（身に蒔也）

- B ①文治四年八月廿七日、以撰者皇太后宮大夫入道自筆之本、自書写之、雖手跡見苦、為家證本書之、不審之所々、行向彼撰者之許、相尋子細直付早、尤證本也、

宮内卿（在判） 秘本也

②給保季早（在判）

又本奥書之

- C 二位入道（賢空、成実） 以本写之

- D ①以此等之數本、具令校合愚本、仍今所令三写也、但以愚筆令書写之間、文字形不可有正体、只依数奇志、忘後日之嘲而已、

応永卅四（丁未）年正月日 前上総介範政（在判）

②入道正三位皇太后宮大夫俊成（本名顯広、法名尺阿）撰之、去寿永年中奉可撰進上之院宣、文治三年九月之比、奏覽之、此集持參之時、召御前有 叡感、尋聞食蒔絵歌、則以 宸筆令書置御、翌日預御教書状云、撰者詠頗令少、可撰加進之、仍後日切入自詠云々、其後撰者詠卅五首云々、此子細以後子息侍従定家説所注置也、

于時応永卅四年三月重而加校合早

従四位下源朝臣範政（在判）

以上の奥書は、内容から記号を付したようにA～Dの四つの部分に分けられ、BとDはさらに二つに分けられると考えられる。¹²⁾ Aは『千載集』奏覧本の形態に関する詳細な情報、B①は「宮内卿」の書写奥書、B②は「保季」への相伝奥書、Cは「二位入道」成実の本によって書写したという書写奥書、D①②は、「源範政」が既に所持していた『千載集』の「愚本」に、応永三四年（一二二七）の正月と三月の二度にわたって「數本」をもって校合したことを記す奥書である。この「範政」は、室町期に活躍した冷泉流の歌人で、駿河守護となった今川範政のことで、応永二〇～三〇年代に『千載集』以外にも多くの典籍を書写校合し、また所持していたと知られる。¹³⁾

掲出した奥書のうち、まず注目されるのがB①奥書で、これが季経によって記されたと指摘されているものである。文治四年八月二七日に「宮内卿」である人物が俊成自筆本によって『千載集』を書写し、B②に拠れば、その『千載集』は「保季」に相伝されたことがわかるが、この「宮内卿」は文治元年（一一八五）に宮内卿に任じられた六条藤家の季経と考えてよいだろう。B①に、家の「証本」にするために『千載集』を書写した、と記されていることも重要である。季経が歌道家に属していたからこそ、新しく成立した勅撰集を家の証本として備える必要があったのだと考えられる。季経から『千載集』を相伝した保季は重家男であるが、叔父季経の養子となり、⁽¹⁴⁾同じく季経から歌道家の象徴である人磨影を相伝している。⁽¹⁵⁾何度も記すように、『千載集』は文治四年五月二二日に最終的な成立をみたと考えられるが、B①によれば、季経はそれから僅か三ヶ月後の八月二七日には、俊成自筆本を借り出して書写し、不審のところどころは、俊成の所へ行って直接子細を尋ねていることになる。松野陽一は、季経が不審を質している点に着目し、季経が書写した俊成自筆本は「奏覧本とは別の俊成の手控本的性格のもの」「草稿的なもの、切り入れ切出し作業の痕跡の多いもの」であったのではないかと推測している。⁽¹⁶⁾しかし、別稿で検討したように、俊成は恐らく異本が生まれまいよう配慮して、貸し出し用に奏覧本と同じ本文を持った本を準備していたと推測される。この時期の二人がどれ程親しかったとしても、松野の言うような「切り継ぎの記号などの書きこまれた、草稿本的な本」⁽¹⁷⁾を、「歌の家」を称する他家の季経に貸し出したとは想定しにくいように思う。この点、『金葉集』奥書のうち、「皇后宮亮本」を安元元年（一一七五）八月二二日に六条藤家の顕家が書写したとする奥書が注目される。陽明文庫蔵「室町写」八代集本奥書により挙げてみよう。⁽¹⁸⁾

承安^{本去}五年五月九日自書写畢校早、同校或本了、

以俊頼自筆本重校訖（同年五月十二日堀河院百首哥校合了）、

以大進殿本校早、朱筆彼本勘物也、

木工哥校散本集了、付件説歌以別倍書入了、此等如本、安元^々年八月廿二日自筆書写訖、此本皇后宮亮本也、

少納言顯一（御判、一校早）

此集両三本所持、皆以荒涼之間、尋証本詔立仁大徳書写訖、

西方行者頓阿

これに拠れば、「皇后宮亮本」は、承安五年五月九日に書写した本を、「俊頼自筆本」で校合、五月一二日に「堀河院百首哥」を校合、

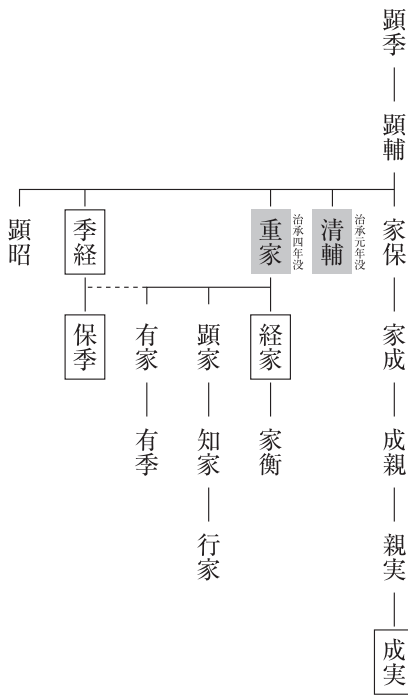
さらに「大進殿本」(清輔本)で校合して勅物を朱筆で転記、「木工哥」(俊頼歌)を「散木集」で校合したものである。早くに松田武夫が指摘しているように、この「皇后宮亮」は季経であると考えられる。⁽¹⁹⁾ 承安五年は七月に改元して安元元年になるので、季経は『金葉集』の一本を書写した後、やはり三ヶ月という短期間に、以上のような極めて多くの作業を行っていたことになる。掲出した奥書に抛ると、顕家書写本は、その後、二条為世門四天王のひとりである頼阿によって書写されているが、この季経・顕家の奥書とほぼ同じ奥書を持つ書陵部蔵桂宮本(五〇一・六六四)には頼阿の書写奥書はなく、次のような奥書が続く。⁽²¹⁾

寛元々年九月二日、以入道正三位知家卿自筆本書写了、件本、前左衛佐行宗朝臣所借与也、可秘藏々々、

宝治二年秋之比、被借召右府之後破損云々、

これにより、季経本は顕家によって書写された後、さらに顕家息知家によって転写されており、六条藤家内で伝えられていったことがわかる。⁽²⁰⁾ 六条藤家においては、清輔の『古今集』『後撰集』などの証本作成がよく知られており、清輔本『古今集』勅物は人名注や他出文献の注、本文異同等の内容からなり、撰集故実として重要な意味を持つと指摘される。⁽²¹⁾ 三代集、特に『古今集』は特別な存在であったと考えられるので、同等の重みを持っていたかどうかは別にして、そうした作業は三代集以外の勅撰集にも及び、『後

〈六条藤家系図〉



拾遺集』や『金葉集』の伝本の中に、清輔所注と指摘される勅物を持つものがあり、⁽²²⁾ その内容は、やはり勅撰集編纂に資する性格のものと考えられる。『金葉集』の「皇后宮亮本」の存在からすると、このような宮為は六条藤家においては、ひとり清輔に限ったことではなく、治承元年(一一七七)に清輔が没する以前から季経も行っていたのであり、季経が『千載集』を書写した際に俊成に子細を尋ねて直し付けたとするのは、同様の他の歌書との校合や勅物の内容に関する事であったのではないかと推測される。「直し付けた」とあることからすると、単純に聞いたことを書いただけではなく、既に自身による書き込みがあった

のだろう。撰者に直接不審を質してまで正確を期したのは、それを「証本」とするためだったと考えられる。

C奥書は、このままの語順では解釈しがたいので、二位入道成実所持（あるいは書写か）本を某が書写したことを記すもの、と一応解しておく。既に松野⁽²⁶⁾や谷山茂⁽²⁷⁾が指摘しているように、成実は六条藤家の顕輔の後裔、親実男で、成親孫、家成曾孫にあたる。康元元年（一二五六）に従二位、同年九月一九日出家、六六歳。『新勅撰集』作者となった。成実の法名が賢空で、「二位入道」と通称されたと考えられる。人麿影は、季経から保季に譲られた後、知家を経て成実⁽²⁸⁾に伝えられており、この奥書により、歌学継承のシンボルであった人麿影だけでなく、歌道家として実質的な活動に必要な和歌文書が成実に相伝されていたことを確認できることも重要だろう。季経によって作成された証本は、確かに六条藤家で相伝あるいは転写されて、受け継がれていたのだった。

四、六条藤家における撰集故実の形成と俊成

前節で検討した季経奥書を持つ伝本は、先述したように、天理図書館蔵本を含めて五本が知られている。それらが前掲奥書のうちAとDのどの部分を合わせ持つかを示すと以下ようになる。

1 東洋文庫蔵本：A + B + C、AとBCで丁を改め、それぞれに「本云」と小書き。「申出春宮御本書写早」「又本奥書之」の小書きは無し。

2 天理図書館蔵本：A + B + C + D

3 静嘉堂文庫蔵本：A + B + C + D、「申出春宮御本書写早」の小書き無し。

4 飯田市立図書館蔵堀家旧蔵八代集本：A + B + C + D、Cの上部に「是ヨリ奥校合ノ本ニナシ」の貼紙。

5 東京都立中央図書館蔵本：A + B + C + D

前掲の奥書では、B奥書の前に記されるA部分も、詳しい奏覧本の形態を記している点で注目される。谷山茂は、D①の範政が記した奥書冒頭に「此等之数本」をもって愚本につぶさに校合したとあることや、1東洋文庫蔵本が「本云」としてAを記した後、丁を改めてまた「本云」としてBCを記すことなどから、ABCはそれぞれ別の本にあった奥書で、2と5の伝本は、「今川範政が第一奥書（稿者のいうA）以下の数本を校合して作成した混合本文を内容とする伝写本⁽²⁹⁾」であるとすると、Aは通常の奥書や識語

とは異なり、書写の年紀や書写者の署名を持たず、また、その内容も書写の事情を記すものではない。こうした点から、AをB以下の奥書と同レベルの独立した奥書として扱うことには問題がある。1東洋文庫蔵本（或いはその親本）がAを記した後、丁を改めてBCを連続して記すのも、Aがそれ以下の奥書とは異なる性格のものであるという意識を示すものではないか。

また、季経奥書を持つ伝本のうち2天理図書館蔵本以下の四本は、今川範政が書写した系統の本、或いは範政奥書を転載した本と考えられるが、⁽³⁰⁾1東洋文庫蔵本と、4飯田市立図書館蔵本の「校合ノ本」は範政の奥書を持たない。これら系統の異なると考えられるいずれの奥書でも、B奥書の前には必ずAがある。こうしたことからすると、Aは本来B奥書の前に記されていた情報、つまりは季経が記した奏覧本の形態についての情報と考えてよいのではないだろうか。

AとBを一具のものとして考えたとき、D①冒頭の「此等之數本」をもって校合したという文言と矛盾を来すようではあるが、A（或いはさらにC）奥書を備えた数本で校合したと考えれば説明がつく。現存伝本の中にAだけを持つ伝本があると報告されており（谷山茂蔵江戸期写の二本、⁽³¹⁾未見）、また、3とは別の静嘉堂文庫蔵本（塙忠宝校正本、明和元年写、五一九・六）には、他の書き付けとともに、Aのみを奥に記していることが確認される。しかし、Aのような貴重な情報に触れれば、たとえ本奥書にAB双方が記されていても、Aを書写して他は省略したり、所持本にAのみを取り出して書き付けることは十分あり得よう。

奏覧本の形態については、『歌道事』⁽³²⁾と『親宗卿記』⁽³³⁾の文治四年四月二二日条にも、以下のように記されている。

・歌道事

文治四年四月廿二日戊子、晴、巳尅許、入道殿令參院給、為勅撰集奏覧也、日来自筆御清書、白色紙、紫檀軸（貝鶴丸）、羅表紙、紈紐、外題中務少輔伊經書之、納筥、⁽³⁴⁾蒔絵自御葦手有新哥、未斜令出給、於御前殊有観感云々、自令読申之給、又蒔絵哥、以神筆之本留御云々

・親宗卿記

（文治四年四月）廿二日、今日入道俊成卿進撰集於院云々、此十余年来蒙院宣令撰定也、其名千載和哥集云々、權尚書伝奏之、依召參御前、禪門読申之、赤木軸（螺鈿）、羅表紙、廿卷也、和哥千余首、納蒔絵手筥（和歌二首詠之、葦手蒔之）、これらとAの内容と見比べると、矛盾することはなく、⁽³⁴⁾もつとも詳しい内容を伝えているのがAであることがわかる。奏覧本を納めた手箱の蓋と身に葦手で蒔かれていたという俊成の和歌二首や、⁽³⁵⁾奏覧本の羅の表紙が「青」い色であったこと、伊経が書いた外題に

「金泥」が用いられていたことは、Aによつて初めて明らかになる。奏覧本は、後に触れるように、蓮華王院宝蔵に納められてしまひ、容易に見ることが出来なくなるが、Aのような情報を記せるのは、奏覧本が宝蔵に納められる以前に、実際に見ることが出来た、ごく限られた人物ではないかと思われる。『明月記』を記した定家は俊成息として奏覧以前に見る機会があり、『親宗卿記』の記主親宗は後白河院近臣として奏覧当日に見ることができた。B奥書を記した季経も、歌道家に属する院司として、奏覧本の披露か何かの際に目にする機会に恵まれたと考えて不思議ではない。『千載集』に先立つ『金葉集』『詞花集』の二集は勅撰集としては異例の冊子本であり、それ以前の卷子装の勅撰集の形態については、定家仮託書の『愚秘抄』に『古今集』奏覧本についての記述が見られる以外には詳しい情報が伝わらない。⁽³⁶⁾ こうした中で『千載集』奏覧本の形態が重要な「撰集故実」であったことは確かだろう。『千載集』以降の勅撰集では、表紙や外題など基本的に『千載集』と同様の装幀がなされ、故実が積み上げられていくことになる。

六条藤家は治承元年（一一七七）に清輔が七四歳で、そして治承四年に重家が五三歳で亡くなった後に、それ以前は一括して相伝されていた人麿影や和歌文書など歌道家の「権威のある象徴物のたぐい」の分散・奪い合いが起こり、混乱の時期を迎えると浅田徹は指摘している。⁽³⁷⁾ 『千載集』の撰集下令を受けたのは俊成であったし（撰集下令が安元二年であれば清輔没の一年前）、清輔没後に九条家の歌道師範の座を占めたのも俊成だった。そうした中で、歌道家としての六条藤家の代表として活動していた季経は、文治四年（一一八八）五月に新しい勅撰集が成立するやいなや、撰者自筆本を書写して、直接、撰者俊成にいろいろと尋ね、撰集故実の収集に努めていたのだと考えられる。やや時代は降るが、『延慶阿御訴陳状』において、為兼が祖父為家より『統古今集』に関する二一九ヶ条の「篇目」〔『井蛙抄』では「勅撰者故実式百余ヶ条秘書」とされる）を一身に伝授したことを、勅撰集撰者たる資格として主張している（為兼第二度陳状）。勅撰集の中でも特別な存在である『古今集』に関わる伝授とは別に、新たに編纂される勅撰集の撰集故実もまた重要で、その収集には歌道家の命運が掛かっていたと言つてよいだろう。建久元年（一一九〇）の『玉葉』記事を見ると、季経は兼実の許を訪れて和歌のことを談じたり（七月一日条）、人麿影を持参して兼実に見せたり（八月二九日条）、自身は詠歌しなかつたにも関わらず、良経邸で行われた「花月撰歌合」の披講に参加したり（九月二二日条）と、歌道家としての地位を保つために懸命に活動していることがうかがわれる。

別稿で、『千載集』と「目録」を俊成から直接貸りて書写し、不審のところについて会つて話を聞きたいと依頼していたと推測した経家の場合、早く元暦元年（一一八四）頃には、季経から有家を経て清輔の和歌文書類を相伝したと考えられている。⁽³⁸⁾ 経家も季経

と同様に、可能ならば、新しく成立した勅撰集を信頼できる本文で書写して相伝和歌文書に加え、さらに撰集故実を収集したいと考えていたのではないだろうか。そうした季経や経家の依頼に対し、歌道家を重んずる気持ちを持つ俊成はよく答えていたのだと思われる。

この季経奥書の重要性は、松野陽一や谷山茂が繰り返し述べているが、これまで六条藤家の問題を考える際には等閑視されてきたように思う。六条藤家と御子左家の関係と言うと、建久四年(一一九三)の『六百番歌合』で激論を闘わせたことや、正治二年(一一二〇)に定家が季経を「えせ歌読」と非難したこと、『正治初度百首』の人選をめぐる定家と季経・経家との確執、俊成が定家を擁護するために書いた『俊成卿和字奏状』などがクローズアップされることが多い。『和字奏状』⁽³⁹⁾では、俊成自身が季経について、

まことに物もしり候はで、ものの重代なりなど申て、あしざまに物を申なし候事は、世のためいみじき大事なり。

と痛烈に非難している。定家と季経の対立、定家の後ろ盾となつていいる俊成という構図である。しかし、『和字奏状』のような物言いは、定家が実力をつけ、その存在が大きくなったからであつて、それ以前には、両家にはまったく違った関係が結ばれていたのだと考えられる。

五、奏覧本の行方

『千載集』奏覧本は、『古来風体抄』に俊成自身が「すでに勅によりて撰び奉りて、君また納受ありて、蓮華王院の宝蔵に納められ侍りにしかば」と記しているように、後白河院在世中に蓮華王院宝蔵に納められた。ところが、『新古今集』に次の歌が見え、院は奏覧本とは別に『千載集』を書写させて持っていたのだと考えられる。

最慶法師、千載集かきてたてまつりけるつつみがみに、「すみをすり筆をそめつつとしふれどかきあらはせることのはぞなき」⁽⁴⁰⁾、とかきつけて侍りける、御返し 後白河院御歌

浜千どりふみおくあとのつもりなばかひある浦にあはざらめやは(雑下・一七二六)⁽⁴⁰⁾

書写本を院に献上した最慶法師は恐らく能書であったのだろう。松野陽一が指摘するように、この詞書に記される最慶の贈歌の内容は、自身の歌が入集していないことを嘆くものであることから、最慶書写本の献上は文治四年五月二二日の『千載集』の最終的成立

直後であったと考えられる。それが奏覧本の蓮華王院宝蔵取蔵以前か以後かは明らかにし難いが、奏覧本は卷子本二〇巻という格式を備えた装幀であつて、常に賞翫するにはふさわしくない⁽³⁾。しかも、蓮華王院宝蔵に納められてしまえば、そこから取り出すためには、ある程度の手間と時間が掛かり、容易には見られなかつただろう。こうしたことから院は奏覧本以外の書写本を必要としたのだと考えられる。

奏覧から四五年程経た天福元年（一二三三）になつて、定家は、源孝行（光行子）が関東の武士から奏覧本を買い取つて年来所持しており、それを後堀河天皇に進上するらしいという話を為家から聞いている。

申時許金吾来、……千載集正本廿卷、^孝於関東自武士手買取、年来持云々、於蓮花王院取歟、無所納之手莒云々、雖旧損不及不用之程、可進御所云々、
（五月二七日条）⁽⁴⁾

定家はこの孝行所持本は蓮華王院から取つたものかと推測している。確かに蓮華王院宝蔵は建久三年（一一九二）に後白河院が崩御した直後から宝物の散失が心配され、勅封されることになつた（玉葉・建久三年三月一三日条等）。定家が奏覧本が関東にまで流れていたと聞いた日の二ヶ月程前の三月には、尊性法親王が宝蔵が荒れているので、收藏品の確認が必要だという書状を認めている（鎌倉遺文四四六〇）⁽⁵⁾。

進言^(別巻)上

凡彼宝蔵にハ、随分宝物共、乱逆以後散々と被置て候なる、こまやかに繁茂等相向て、共静謦可検知と覚候也、且静謦、此等之趣、可計申候也、此御櫃銘ハ、下字ハ消候へども、如法転読時御経と候けると覚候、然又無指事御経許にてもや候覧、然当時聊おぼつかなき体して候之時に、事ありかけに注申入候、（下略）

しかし、次に掲出する『民経記』記事に拠ると、定家が孝行所持本の話を記した僅か五日前の天福元年五月二二日に、広橋経光が後堀河院の命により平繁茂とともに荒れ果てた蓮華王院宝蔵に向かい、「乙六」と書かれた手箱に俊成自筆の『千載集』奏覧本があることを確認している。

予入宝蔵中、繁茂同入、年中行事絵四合、又絵櫃第六・第九櫃二合可被取出云々、即寺家司等^取出之、入長櫃、御本御手箱内、千載集可取出云々、御本御手箱等自棚次第令取出、其銘云、甲一・乙一、如此被付之、^{其銘令書入々々}予伺時代、乙六御手箱開之、假封開之伺見之處、千載集在之、俊成卿清書進本云々、其外堀川院百首・拾遺集并抄以下多被入之、殊勝宝物也、即此御手箱取出了、如本

付假報、入長櫃了、⁽⁴⁶⁾

この時、繁茂は院の宸筆で取り出すべきものを記した目録を持参しており、それに従って『千載集』を宝蔵から取り出したものであり、院がそのようにさせたのは、勅撰集撰進が進行しているからであろうと田淵句美子は推測している。⁽⁴⁷⁾ 前掲『明月記』の情報が奏覧本の行方を伝えるものとして、これまでしばしば取り上げられてきたが、高橋秀樹が既に指摘するように、この『民経記』の記事に抛れば、天福元年以前に奏覧本が関東武士の手に渡っていたということはあり得ず、孝行所持本は奏覧本そのものではないと考えられる。奏覧本を擬装した本が出回っていたのだろう。奏覧本は、奏覧から約半世紀を経た天福元年五月二二日までは、確実に蓮華王院宝蔵で眠っていた。しかし、その事実は撰者の息子の定家ですら五月二七日の時点でまだ知らなかったのである。後堀河院下命の勅撰集撰者とは定家その人であるので、蓮華王院から取り出された俊成自筆奏覧本は恐らく定家の眼に触れただろうが、それは五月二七日以降のことであったと推測される。

六、定家書写本の行方

奏覧本は蓮華王院宝蔵に秘蔵されることになったが、俊成は、院の命に従って自歌を追加して返納した『千載集』と同じ本文を持つ本を、当然、自家のために備えていたであろう。定家は父が編纂し、自身も関わった勅撰集を、成立後の早い段階で書写することがあったかもしれない。『千載集』編纂の折、定家が俊成の手伝いをしていたことは、よく知られている。⁽⁴⁹⁾ 当時、入集を望む歌人たちから詠草類が定家の許に届けられていたり（新勅撰集・雑二・一一九一―一一九三）、後年、定家は撰集の手伝いをした折の思ひ出を日記に記していたりする（明月記・天福元年七月三〇日条）。成立から一〇年ほど経った『明月記』建久九年（一一九八）二月二五日条に抛れば、定家は兼実の仰せにより「竹に雪降る」という古歌を注進するに際して、『千載集』から二首の歌を引いている。この時点で定家が『千載集』を所持していることは確実である。

ところが、それから三五年ほど経った天福元年（一一三三）七月三〇日には、定家は次のように日記に記している。この日は、前節で引いた孝行所持の「正本」の話題を記してから二ヶ月程後にあたる。

千載集為仲章朝臣被焼其上帖、被召禁裏之後、惣不持、不散不審、適依逢証本密染老筆、自廿六日至于今日書終上帖、書始下帖、

此集作者之位署、題之年月等甚無謂事多、昔雖諫申惣不被信用、只任意被注付、今見之慙思事多、惣付万事任當時之存知、不被勘見先例准抛事之故也、弁物由之人、定成誹謗歟、於顯昭・季経等者又不可分別之、

『千載集』上帖は仲章に貸し出し中に焼かれてしまい、下帖は禁裏に召されてしまつて所持していなかったのだが、たまたま「証本」に出会つて書写したと言う。この「証本」について、高橋秀樹は、前節で触れた蓮華王院宝蔵の奏覧本が、経光によつて取り出され、それを定家が入手して書写したものと推測する。⁽⁵¹⁾しかし、奏覧本は、第四節で検討した奥書などから知られるように卷子本二〇巻で、定家が書写した上下二帖からなる本とは形態が一致しない。卷子本二〇巻から上下二冊本へと形態を換えて書写したものであろうか。しかし、この「証本」が俊成自筆の卷子本二〇巻の奏覧本であれば、もう少し書きようがありそうである。ここで言う「証本」とは奏覧本のことではなくて、抛り所とすべき本、つまり奏覧本と同じ本文を持つ俊成が流布に努めた本を言う可能性もあるだろう。

その後、定家が書写し、所持していた『千載集』が、この天福元年書写本の一本しかなかったかどうかはわからない。⁽⁵²⁾そのため、それと同一かどうかは不明だが、一四世紀末〜一五世紀初頭に作成され、冷泉家の蔵書点検に使用された目録であると指摘される冷泉家時雨亭文庫蔵『家伝書籍古目録少々二通』⁽⁵³⁾のうち「目録甲」には右肩に「京極殿」と記して「千載」「目録乙」には右に「定家卿自筆」と傍書して「千載」とあり、『家蔵書籍目録』⁽⁵⁴⁾には右肩に「京極殿」として「千載」と見える。蔵書点検の際、付されたときされる合点は「目録甲」には見えないが、『家蔵書籍目録』には三種付されている。これによれば、この目録作成から、しばらくは冷泉家に定家筆の『千載集』が蔵されていたと考えてよいだろう。さらに、既に指摘されているように、『親長卿記』⁽⁵⁵⁾文明三年（一四七二）九月五日条に、上冷泉為富が定家書写本を所持していたと見える。

先年予書進上千載集、定家卿自筆本、冷泉大納言為富人見参、仍令校合可改僻書云々、
親長は、これ以前に、後土御門天皇に『千載集』を書写進上していたのだが、この日、為富が定家自筆本を進覧したため、天皇は親長に親長進上本に校合せ間違いを改めさせたのである。今更めくが、歌道家の持つ定家本が、いかに権威があったかが知られよう。従来は、この『親長卿記』の記事が定家書写本が記録上確認される最後だと考えられてきた。が、さらに約五〇年後、『実隆公記』享祿五年（一五三二）五月二六日条に、

武野入道紹泡一壺・瓜携之来、千載集定家卿筆持来、索廻賜盃、

とあり、武野紹鵬が実隆の許に「千載集定家卿筆」を持参したことが知られる。⁽⁵⁶⁾紹鵬は初めて「小倉色紙」を茶掛けに用いたこと

で著名な茶人である。同じく、これが天福元年書写本、また為富所持本と同一か否かは不明である。

七、おわりに

俊成自筆の奏覧本が天福元年に蓮華王院宝蔵で確認されて以降、どうなってしまったのかはわからない⁽⁵⁷⁾。また、定家書写本も『実隆公記』の記事の後、どう流転したか知られていない。撰者の手を離れた奏覧本や伝本がどのような運命をたどろうとも、そこに撰者は関わることはできない。勅撰集を初めとする多くの歌書の伝本に触れていた俊成は、そうしたことを恐らく自覚していただろう。俊成は「証本」とすべき最終的な奏覧本と同じ本文を持つ本を自家に備えていたと推測されるが、それだけでなく、同様の本を準備して貸し出しに当て、異本が生まれないよう注意を払っていたのだと考えられる。六条藤家の季経や経家といった、後には鋭く対立する歌人に対しても貸し出しは行われ、さらに、不審点について質問があれば、それに答えている。それは先に記したように、歌道家を重んじる気持ちの表れであると同時に、自身が編纂した勅撰集の真の姿を世に広めたいという強い思いによるものであつたらう。現在、『千載集』は他の勅撰集に比べて極めて伝本間の揺れが少ないと指摘されるが（もちろん、現存本には俊成草稿本に由来するかとされる若干の歌の出入りと、伝写の間に生じた本文異同は存在する）、偶然そうだったわけではないのだと思われる。

俊成や定家が書写した『千載集』の完本は今に伝わらないが、俊成自筆として著名な日野切や定家筆とされる『千載集』断簡は現存する⁽⁵⁸⁾。それらを本稿で論じてきた『千載集』の伝流の中で、どのように位置づけるべきか、今は明確な考えを持たない。残された課題は多いが、ひとまず筆を擱くこととしたい。

【付記】 本稿は、二〇一二年度和歌文学会一月例会（十一月二四日、於立教大学）での口頭発表の後半部分を基に成稿した。席上あるいは発表後に、ご教示いただいた諸氏に御礼申し上げます。

〔注〕

(1) 拙稿「『千載和歌集』の成立をめぐる諸問題―俊成本『春記』紙背文書の再検討―」（『和歌文学研究』一〇七、二〇一三・一二）。以下、この論を「別

- 稿」と称す。関連する論考に、遠藤珠紀・渡邊裕美子「俊成本『春記』紙背文書紹介―解題と翻刻―」（『鎌倉遺文研究』三三、二〇一三・一〇）がある。
- (2) 「目録」について別稿で触れなかった点について補足すれば、『後拾遺和歌集目録序』を検討した上野理（『後拾遺集前後』笠間書院、一九七六）が、「（後拾遺集目録）撰者は「目録」を儒学や陰陽道における九疇や六爻に等しい基本と評価し、「目録」の完成によつてはじめて勅撰の事業の終了を意味するといひ、「目録」を重視して制作していると指摘していることが参考になる。また、上野は清輔所注と考えられる『後拾遺集』勅物のうち作者略伝については、「目録」を資料にしたのではないかと推測する。
- (3) 引用は、『拾芥抄 上中下』（尊経閣善本影印集成17、八木書店、一九九八）に拠る。
- (4) 引用は、在九州国文資料影印叢書（第二期）『代々勅撰部立 神祇和歌 連歌新式』（在九州国文資料影印叢書刊行会、一九八一）に拠る。割書は（〜）で括弧して示した。割書については以下同様に掲出する。
- (5) 同書の『詞花集』についての記述を見ると、奏覧については「仁平」とのみあって、何年何月のことか記していない。
- (6) 前掲注4 解題
- (7) 冷泉家時雨亭叢書『中世歌学集 書目集』（朝日新聞社、一九九五）。引用も同書に拠る。
- (8) 影印によると、「十二」の一画目の墨が薄く、「十二」とも読める。しかし、『次第』の書入れには「経十二年」と見え、また安元二年（一一七六）から数えて一二年目が序に記された文治三年（一一八七）なので、「十二」と読んでおく。
- (9) 前掲注1 別稿参照。
- (10) 上冊に挟み込まれた極め札による。該本は、確かに序文と下冊が同筆で、上冊の序文以外の本文とは異なり、二筆と判断される。これまでに該本を取り上げた松野陽一「藤原俊成の研究」（笠間書院、一九七三）、谷山茂編『千載和歌集』解題（笠間影印叢刊48・49）、『岩崎文庫貴重書解題V』（東洋文庫、二〇一一）は、極め札の存在や二筆であることについて触れていない。
- (11) 該本については、国文学研究資料館マイクロ資料（八五―五―一―三）に拠る。
- (12) 従来は、「A」「BC」「D①」「D②」の四種（前掲注10松野陽一著書）、或いは「A」「B」「C」「D①」「D②」の五段（前掲注10谷山茂解題）に分けて考えられている。
- (13) 米原正義『戦国武士と文芸の研究』（桜楓社、一九七六）、井上宗雄『中世歌壇史の研究 南北朝期』（明治書院、一九八七）参照。
- (14) 井上宗雄『鎌倉時代歌人伝の研究』（風間書房、一九九七）参照。

- (15) 人麿影の伝流については、佐々木孝浩「人麿影の伝流―影供料里海庄をめぐって―」(『和歌文学研究』六〇、一九九〇・四) 参照。
- (16) 久保田淳・松野陽一校注『千載和歌集』解題(笠間影印叢刊、笠間書院、一九六九)。松野「千載集の伝本に関するノート(2)」(『平安朝文学研究』二一三、一九六七・四)にも同趣旨が記される。
- (17) 前掲注16松野「千載集の伝本に関するノート(2)」
- (18) 平澤五郎『金葉和歌集の研究』(笠間書院、一九七六)に拠る。読点は私意。同本は平澤により精撰本系二類諸本に分類される。同じ奥書は他に柳原業光本などにも見えると言う。なお、この奥書の存在については、海野圭介氏よりご教示を得た。
- (19) 『金葉集の研究』(山田書院、一九五六)
- (20) 季経は嘉応元年(一一六九)任中宮亮。承安二年(一一七二)中宮育子は皇后になり、季経は同年開催の『暮春白河尚齒会和歌』『広田社歌合』などに「皇后宮亮季経」と見える。翌三年育子は薨ずるが、季経は治承二年(一一七八)以降、文治元年(一一八五)に宮内卿に任じられるまで、「玉葉」に「前皇后宮亮」として見える。
- (21) 引用は『図書寮典籍解題文学篇』(国立書院、一九四八)に拠る。読点は私意。同本は前掲注18平澤著書により精撰本三類諸本に分類されている。
- (22) この奥書に見える「前左兵衛佐行宗朝臣」について、平澤は知家男行家の誤写ではないかと推測する(前掲注18)。井上宗雄も、寛元元年(一一四三)に行家が「前左兵衛左」と別史料に記されることを確認して、行家の年譜に「九月二日某に金葉集を与えるか」と記す(前掲注14)。そうであれば、季経↓顕家↓知家と転写された後、知家自筆本が行家に相伝されていたことになる。一方、福田秀一は、「行宗」について「現存六帖」作者と注記するが、『現存和歌六帖』作者中に「行宗」は確認できない。行家は『現存和歌六帖』作者であり、福田もまた「行宗」を「行家」の誤写と解したものであるか。また、福田は宝治二年(一二四八)秋頃その本を借り出して破損させた「右府」は九条忠家ではないかと推測する(『中世和歌史の研究』角川書店、一九七二)。
- (23) 川上新一郎『六条藤家歌学の研究』(汲古書院、一九九九) 参照。
- (24) 舟見一哉「永治二年以後の清輔本古今集逸文―勅物と歌字書―」(『文学・語学』二〇一、一九九〇・二)。同「勅物の位置―清輔本『古今和歌集』の享受をめぐって―」(『國文學論叢』一九、二〇〇七・三) 参照。
- (25) 前掲注2上野理著書、菊地仁「國學院大学図書館蔵『清輔本金葉和歌集』の勅物―紹介と翻刻―」(『國學院雑誌』八六一、一九七六・八) 参照。
- (26) 松野陽一「千載集の成立事情と伝本の派生について」(『平安朝文学研究』六、一九六一・二)

- (27) 前掲注10 谷山解題
- (28) 前掲注15 佐々木論、同「六条家から九条家へ―人麿影と大嘗会和歌―」(『藝文研究』五三、一九八八・七) 参照。成実における和歌文書相伝の重要性については、佐々木氏のご教示に拠る。
- (29) 前掲注10 谷山解題
- (30) これら伝本については、松野や谷山によって直接的な親子関係を想定できないと指摘されているとおり、本文的にはかなりの隔たりがある。
- (31) 前掲注10 谷山解題
- (32) 引用は、京都府立総合資料館蔵「明月記歌道事」(キT一〇) に拠る。
- (33) 引用は、東京大学史料編纂所蔵謄写本「伏見宮御記録(利)」(二〇〇一―三―四二) に拠る。
- (34) 「軸」について、Aと「歌道事」が「紫檀」とするのに対して、『親宗卿記』のみが「赤木」とするが、紫檀の他、梅など材質が赤い木は「赤木」と呼ばれる。また、トウダイグサ科の赤木は、珍重された紫檀に代用されるので、見た目から親宗が「赤木」と判断した可能性もある。
- (35) 二首のうち、蓋に詩かれていたとされる「和歌の浦に」の歌は、後に『玉葉集』(賀・一〇九三) に小異を持って入集するが、その詞書に「蓋」についての情報は記されていない。もう一首の「後の世も」については他出が見当たらない。
- (36) 佐々木孝浩「勅撰和歌集と卷子装」(『斯道文庫論集』四二、二〇〇八) 参照。佐々木論は、勅撰集奏覧本の撰集故実の存在とその内実を多くの具体例をもって検証する。
- (37) 「六条家―承安―元暦頃を中心に―」(『平安後期の和歌』風間書房、一九九四)
- (38) 前掲注37 浅田論。六条藤家の和歌文書については、清輔の代に相当な規模の蓄積がなされ、相伝品目に加えられたと言う。西村加代子「平安後期歌学の研究」(和泉書院、一九九七) 参照。
- (39) 引用は、『歌論集二』(三弥井書店、一九七二) に拠る。
- (40) 引用は、新編国歌大観に拠る。表記は私意。
- (41) 谷山茂は、『尊卑分脈』に源高明子孫の長時男と見える最慶であろうと指摘する(『千載和歌集とその周辺』谷山茂著作集三、角川書店、一九八二)。松野陽一は、最慶は長慶(教長男か)の別名か、その近縁者かと推測するが(前掲注10 松野著書)、長慶が文治三年に「後撰集」を書写している能書であるという以外に明確な根拠はない。

- (42) 前掲注16松野解題。ただし、松野は『千載集』の最終的成立の時期は文治四年五月二日より遅れると見ている。また、最慶書写本の底本は、奏覧本か俊成手控え本か不明とするが、本文的には奏覧本と同じであったと考えてよいだろう。
- (43) 前掲注36佐々木論参照。なお、最慶書写本については、谷山茂が早くに、閲覧に便利な冊子本の「複本」であろうと推測している（前掲注41谷山著書）。
- (44) 引用は、東京大学史料編纂所蔵自筆本レクテグラフ（六八〇〇／五〇）に拠る。なお、次掲の『明月記』天福元年七月三日条は国書刊行会本に拠る。
- (45) 田島公「中世天皇家の文庫・宝蔵の変遷―蔵書目録の紹介と収蔵品の行方―」（『禁裏・公家文庫研究』二、二〇〇六年）、高橋一樹「中世成立期における王権の宝蔵とその歴史的 성격―蓮華王院宝蔵を中心に―」（『中世人とたからもの―蔵があらわす権力と富―』高志書院、二〇一一）、田淵句美子「後堀河院時代の王朝文化―天福元年物語絵を中心に―」（『平安文学の古注釈と受容』二、武蔵野書院、二〇〇九）参照。尊性法親王書状については、特に田淵論に詳細な検討があり、引用も『鎌倉遺文』ではなく田淵論の翻刻に拠る。この書状は近衛家嗣宛であるが、田淵論に拠れば、この書状群は基本的に伝奏依頼の形を取る禁裏宛で、尊性法親王から同母弟の後堀河天皇に宛てた一〇三通に及ぶ自筆書状であるという。
- (46) 引用は、大日本古記録『民経記（七）』（東京大学史料編纂所、一九九五）に拠る。
- (47) 前掲注45田淵論
- (48) 『明月記』（『歴史物語講座』第七巻時代と文化、風間書房、一九九八）
- (49) 前掲注16松野解題参照。
- (50) この禁裏に召された『千載集』と、応永九年（一四〇二）八月の年紀を持つ蓬左文庫蔵「為家卿和歌之書」（詠歌一体）了俊奥書に記された、了俊が九州探題であった折に、鎮西安楽寺に預け置いた抄物等一覧のうちに、「千載集一帖（俊成卿自筆、後鳥羽院勅筆 御奥書也）」とある本は同一の本で、下巻に相当する部分しか見つかっていない俊成筆『千載集』断簡の日野切の原本ではないかと、松野陽一によって推測されている（前掲注16解題）。
- (51) 前掲注48
- (52) 現存する定家筆とされる『千載集』断簡は、『古筆学大成』第九卷（講談社、一九八九）に二種挙げられている。そのうち『翰墨城』所収断簡一葉について小松茂美は「天福元年書写本」の模写ではないかと推測する。
- (53) 前掲注7
- (54) 前掲注7
- (55) 引用は、史料纂集『親長卿記第一』（統群書類従完成会、二〇〇〇）に拠る。

(56) 引用は、『実隆公記卷八』（続群書類従完成会太平洋社、一九六三）に拠る。『実隆公記』には、享祿元年（二五二八）閏九月一〇日条に、連歌師の周桂がやって来て「定家卿千載集透写本」を見せたという記事も見える。

(57) 奏覧本を書写した旨を奥書に記す静嘉堂文庫蔵伝冷泉為秀本（二〇五・一三）や陽明文庫蔵応永二六年（二四一九）書写飛鳥井宋雅筆本（近・二二九・八七）があるが、確実に奏覧本の所在を伝えるものではない。

(58) 前掲注52『古筆学大成』参照。

（二〇一三年十二月十日受理、十二月十八日採択）